

第3章 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺（以下「計画路線周辺」とする）が位置するのは、渋谷区、世田谷区、杉並区、調布市及び三鷹市の5区市である（以下「関係区市」とする）。

3-1 自然的状況

1. 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境

① 気象

東京管区気象台（千代田区大手町）における過去5年間（平成16年～平成20年）の気温及び降水量の年平均値は、表3-1-1に示すとおりである。

降水量は1,332.0～1,857.5mm、平均気温は16.2～17.3℃、日最高気温は19.9～21.3℃、日最低気温は12.8～13.9℃、平均風速は2.8～3.7m/s、最大風速は13.4～17.5m/s、日平均日照時間は1,587.8～2,132.7h、最多風向は北北西となっている。

表3-1-1 気象状況

| 項目 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 降水量(mm) | 1,750.0 | 1,482.0 | 1,740.0 | 1,332.0 | 1,857.5 |
| 平均気温(℃) | 17.3 | 16.2 | 16.4 | 17.0 | 16.4 |
| 日最高気温(℃) | 21.3 | 20.0 | 19.9 | 20.7 | 20.1 |
| 日最低気温(℃) | 13.9 | 12.8 | 13.4 | 13.7 | 13.3 |
| 平均風速(m/s) | 3.7 | 3.4 | 3.4 | 3.4 | 2.8 |
| 最大風速(m/s) | 17.5 | 13.4 | 13.5 | 14.9 | 14.2 |
| 最大風速風向 | 南西 | 北東 | 北北西 | 東南東 | 北西 |
| 日照時間(h) | 2132.7 | 1965.0 | 1587.8 | 1996.0 | 1857.8 |
| 最多風向 | 北北西 | 北北西 | 北北西 | 北北西 | 北北西 |

資料：気象庁ホームページ「気象統計情報」

② 大気質

計画路線周辺では、一般環境大気測定局として世田谷区世田谷測定局、世田谷区成城測定局及び杉並区久我山測定局が、自動車排出ガス測定局として環八通り八幡山測定局及び甲州街道大原測定局がある。また、世田谷区大気汚染総合測定室として北沢測定室及び烏山測定室がある。(図 3-1-1 参照)

平成 19 年度における測定結果は表 3-1-2 に示すとおりである。

また、過去 5 年間（平成 15 年～平成 19 年）における経年変化については図 3-1-2 に示すとおりである。

ア. 二酸化窒素 (NO₂)

計画路線周辺の二酸化窒素の測定は、世田谷区大気汚染総合測定室の北沢、烏山の各測定室、東京都一般環境大気測定局の杉並区久我山、世田谷区世田谷、世田谷区成城、自動車排出ガス測定局の環八通り八幡山、甲州街道大原の各測定局で実施されており、平成 19 年度はいずれも環境基準を達成している。また、経年変化については、すべての地点において概ね減少傾向を示している。

イ. 浮遊粒子状物質 (SPM)

計画路線周辺の浮遊粒子状物質の測定は、世田谷区大気汚染総合測定室の北沢、烏山の各測定室、東京都一般環境大気測定局の杉並区久我山、世田谷区世田谷、世田谷区成城、自動車排出ガス測定局の環八通り八幡山、甲州街道大原の各測定局で実施されており、平成 19 年度はいずれも環境基準を達成している。また、経年変化については、概ね減少か横ばい傾向を示している。

ウ. 光化学オキシダント (O_x)

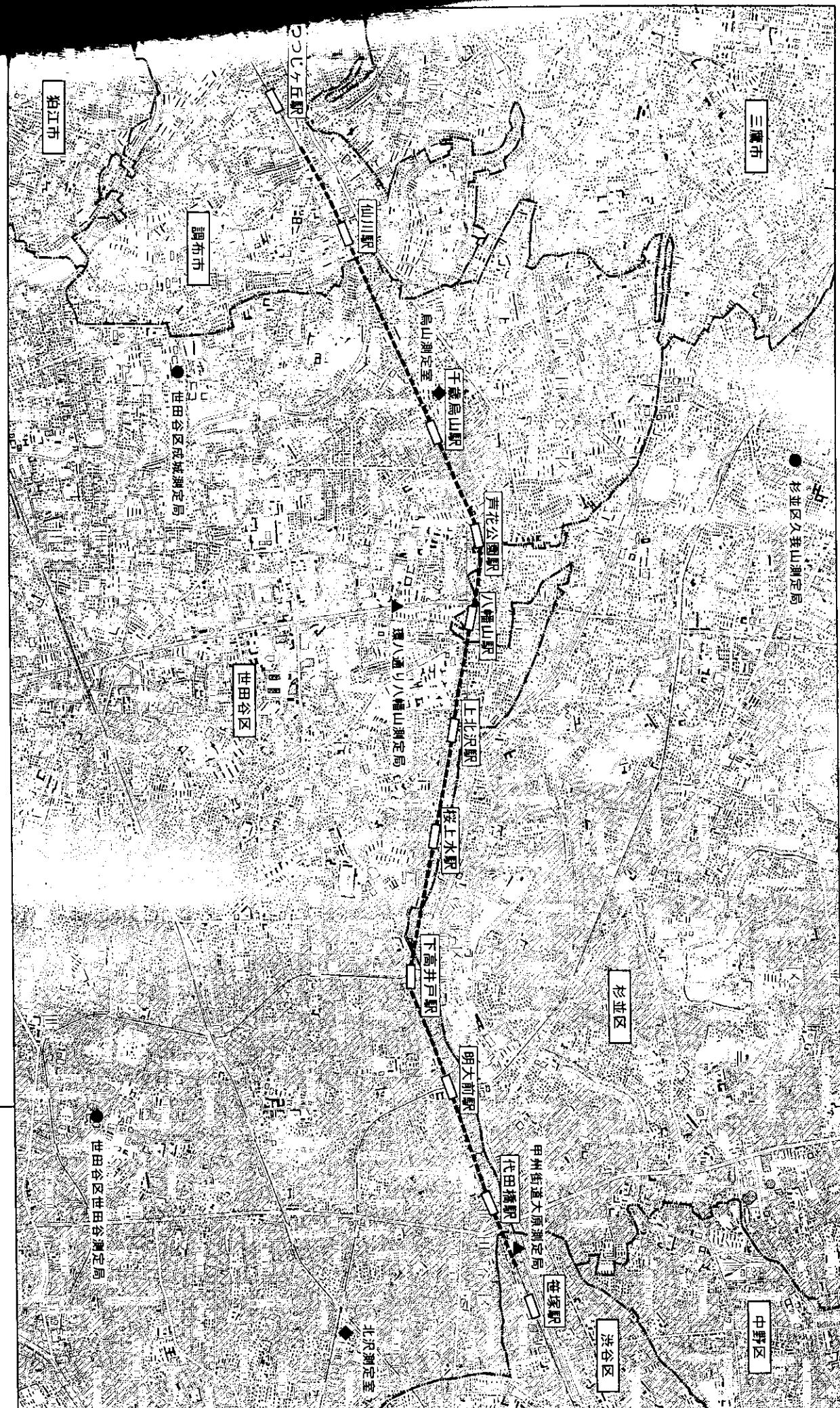
計画路線周辺の光化学オキシダントの測定は、世田谷区大気汚染総合測定室の北沢、烏山の各測定室、東京都一般環境大気測定局の杉並区久我山、世田谷区世田谷の各測定局で実施されており、平成 19 年度はいずれも環境基準を達成していない。また、経年変化については、増加傾向にある。

エ. 二酸化硫黄 (SO₂)

計画路線周辺の二酸化硫黄の測定は、東京都一般環境大気測定局の世田谷区世田谷のみで実施されており、環境基準を達成している。また、経年変化については平成 16 年以降減少傾向にある。

オ. 一酸化炭素 (CO)

計画路線周辺の一酸化炭素の測定は、東京都一般環境大気測定局の世田谷区世田谷、自動車排出ガス測定局の甲州街道大原の各測定局で実施されており、いずれも環境基準を達成している。また、経年変化については、減少若しくは横ばい傾向を示している。



1:25,000

0 250 500 1,000m



図3-1-1 大気質測定地点位置図

資料：「平成19年度大気汚染常時測定局測定結果報告書」（平成20年11月 東京都環境局）
〔せたがやの環境〕（平成20年9月 世田谷区）

表 3-1-2 大気質測定結果（平成 19 年度）

| 項目 | 測定期 | 世田谷区 大気汚染総合測定室 | | 東京都 一般環境大気測定局 | | | 自動車排出ガス 測定局 | | 環境基準 |
|---|--|-------------------|-------|------------------|-------------|------------|----------------|------------|---|
| | | 北沢 | 烏山 | 杉並区 久我山 | 世田谷区 世田谷 | 世田谷区 成城 | 環八通り 八幡山 | 甲州街道 大原 | |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 年平均値(ppm) | 0.023 | 0.024 | 0.023 | 0.024 | 0.022 | 0.038 | 0.035 | 1 時間値の平均値 が 0.04~0.06ppm、 又はそれ以下である こと。 |
| | 日平均値の 年間 98% 値 (ppm) | 0.048 | 0.047 | 0.045 | 0.047 | 0.044 | 0.058 | 0.058 | |
| | 環境基準達成状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 浮遊 粒子状物質 (SPM) | 年平均値(mg/m ³) | 0.024 | 0.022 | 0.035 | 0.022 | 0.019 | 0.030 | 0.029 | 1 時間値の平均値 が 0.10mg/m ³ 以下 で、かつ、1 時間値 が 0.20mg/m ³ 以下 であること。 |
| | 日平均値の 2%除外値 (mg/m ³) | 0.062 | 0.063 | 0.081 | 0.057 | 0.058 | 0.067 | 0.066 | |
| | 日平均値が環境基 準を超えた日が 2 日 以上連続したこと の有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | |
| | 環境基準達成状況 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 光化学 オキシダント (O _x) 5 時~20 時) | 1 時間値の 年平均値(ppm) | 0.026 | 0.031 | 0.030 | 0.031 | — | — | — | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 |
| | 昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた年 間時間数 | 311 | 527 | 493 | 502 | — | — | — | |
| | 環境基準達成状況 | × | × | × | × | — | — | — | |
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 年平均値(ppm) | — | — | — | 0.001 | — | — | — | 1 時間値の 1 日平均 値が 0.04ppm 以下 で、かつ、1 時間値 が 0.1ppm 以下であ ること。 |
| | 日平均値の 2%除外値(ppm) | — | — | — | 0.004 | — | — | — | |
| | 日平均値が環境基 準を超えた日が 2 日 以上連続したこと の有無 | — | — | — | 無 | — | — | — | |
| | 環境基準達成状況 | — | — | — | ○ | — | — | — | |
| 一酸化炭素 (CO) | 年平均値(ppm) | — | — | — | 0.5 | — | — | 0.7 | 1 時間値の 1 日平均 値が 10ppm 以下で、 かつ、8 時間値が 20ppm 以下である こと。 |
| | 日平均値の 2%除外 値(ppm) | — | — | — | 1.0 | — | — | 1.4 | |
| | 日平均値が環境基 準を超えた日が 2 日 以上連続したこと の有無 | — | — | — | 無 | — | — | 無 | |
| | 環境基準達成状況 | — | — | — | ○ | — | — | ○ | |

三 1) 表中の「○」は環境基準を達成、「×」は環境基準を非達成、「-」は測定が行われていないことを示す。

三 2) 環境基準達成状況の評価方法

- 二酸化窒素：1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から 98% 目に当たる値（日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価する。
- 浮遊粒子状物質：1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲に当たる測定値を除外した後の最高値（日平均値の 2% 除外値）を環境基準（1 時間値の平均値が 0.10mg/m³ 以下）と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。
- 光化学オキシダント：昼間の 1 時間値と環境基準を比較して評価する。年間時間数が 0 の場合達成とする。
- 二酸化硫黄、一酸化炭素：1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲に当たる測定値を除外した後の最高値（日平均値の 2% 除外値）を環境基準（二酸化硫黄：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下、一酸化炭素：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下）と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。

資料：「平成 19 年度大気汚染常時測定局測定結果報告」（平成 20 年 11 月 東京都環境局）、「せたがやの環境」（平成 20 年 9 月 世田谷区）

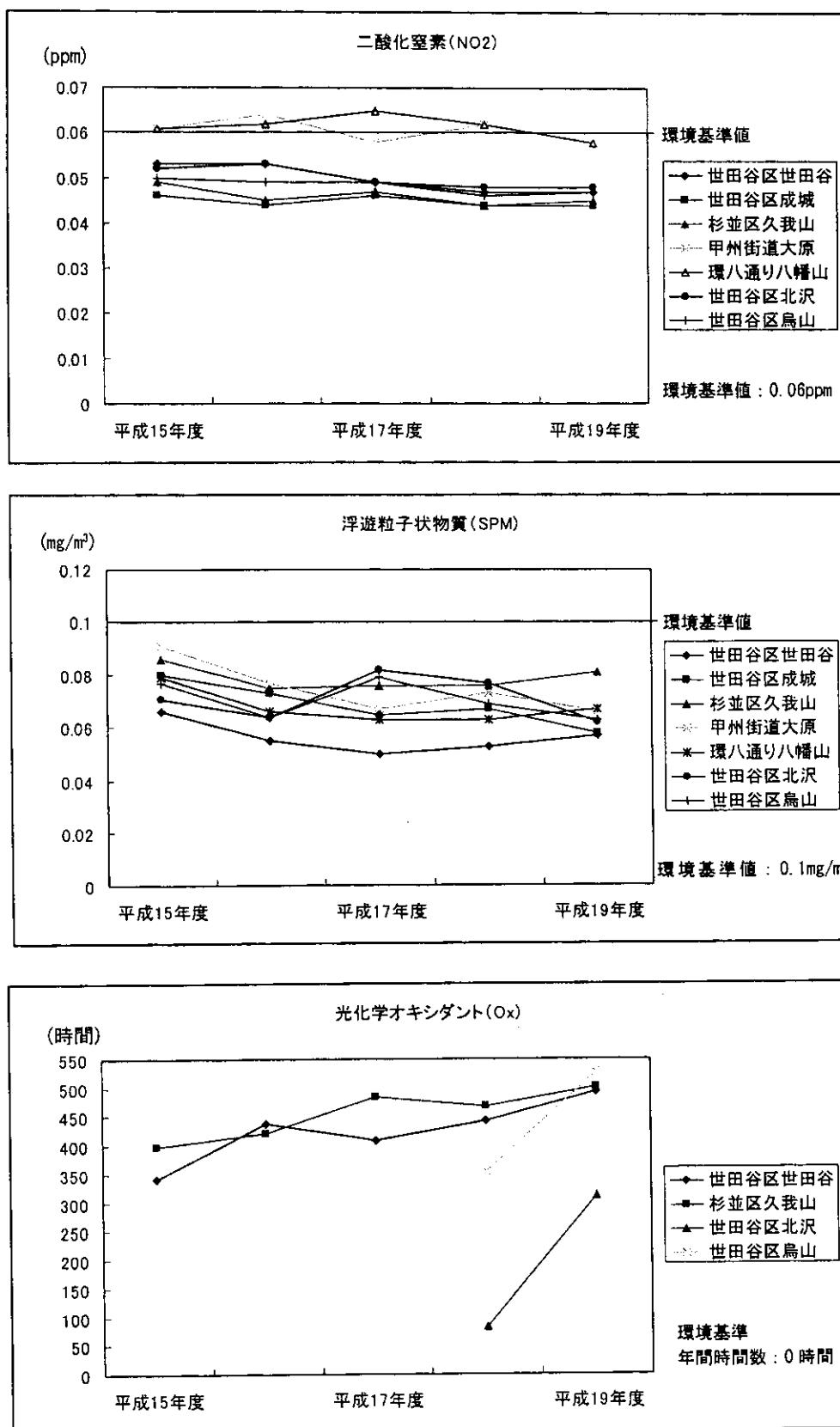


図 3-1-2(1) 大気質の経年変化

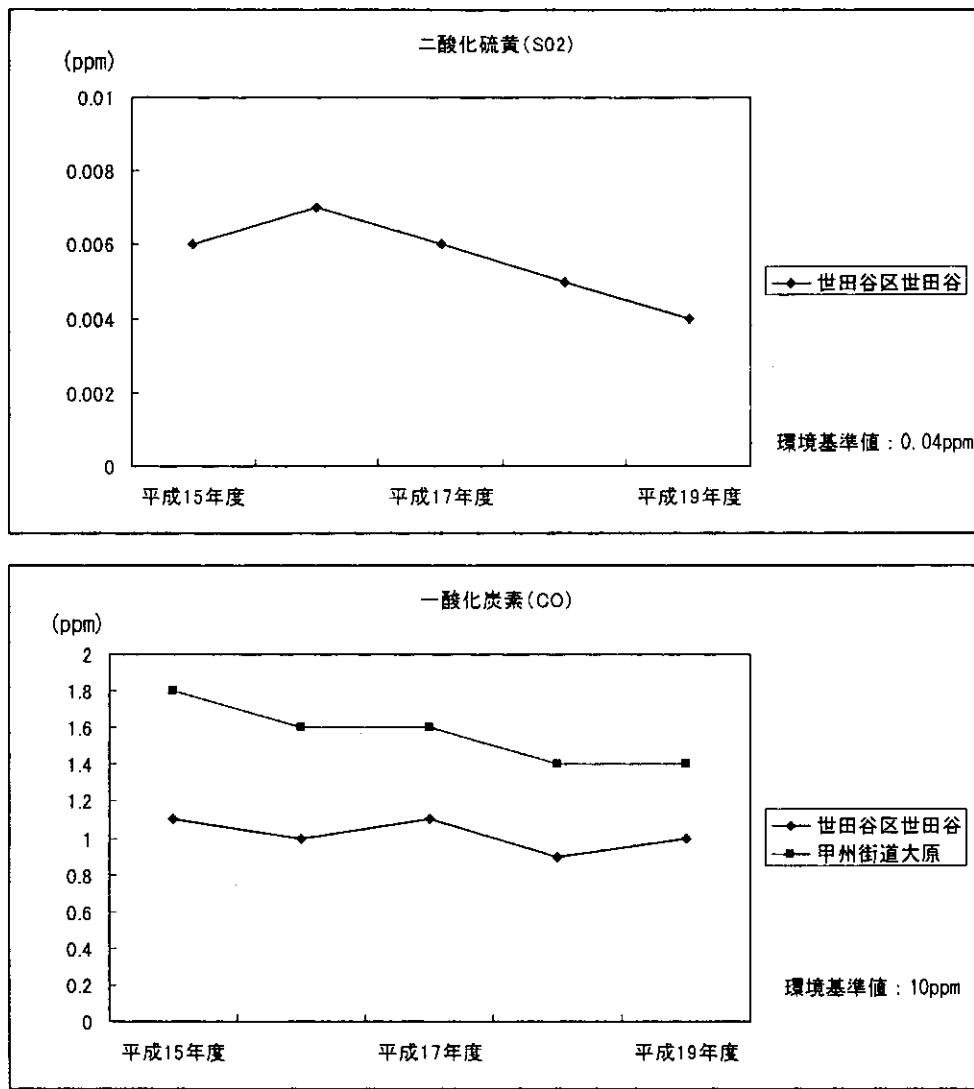


図 3-1-2(2) 大気質の経年変化

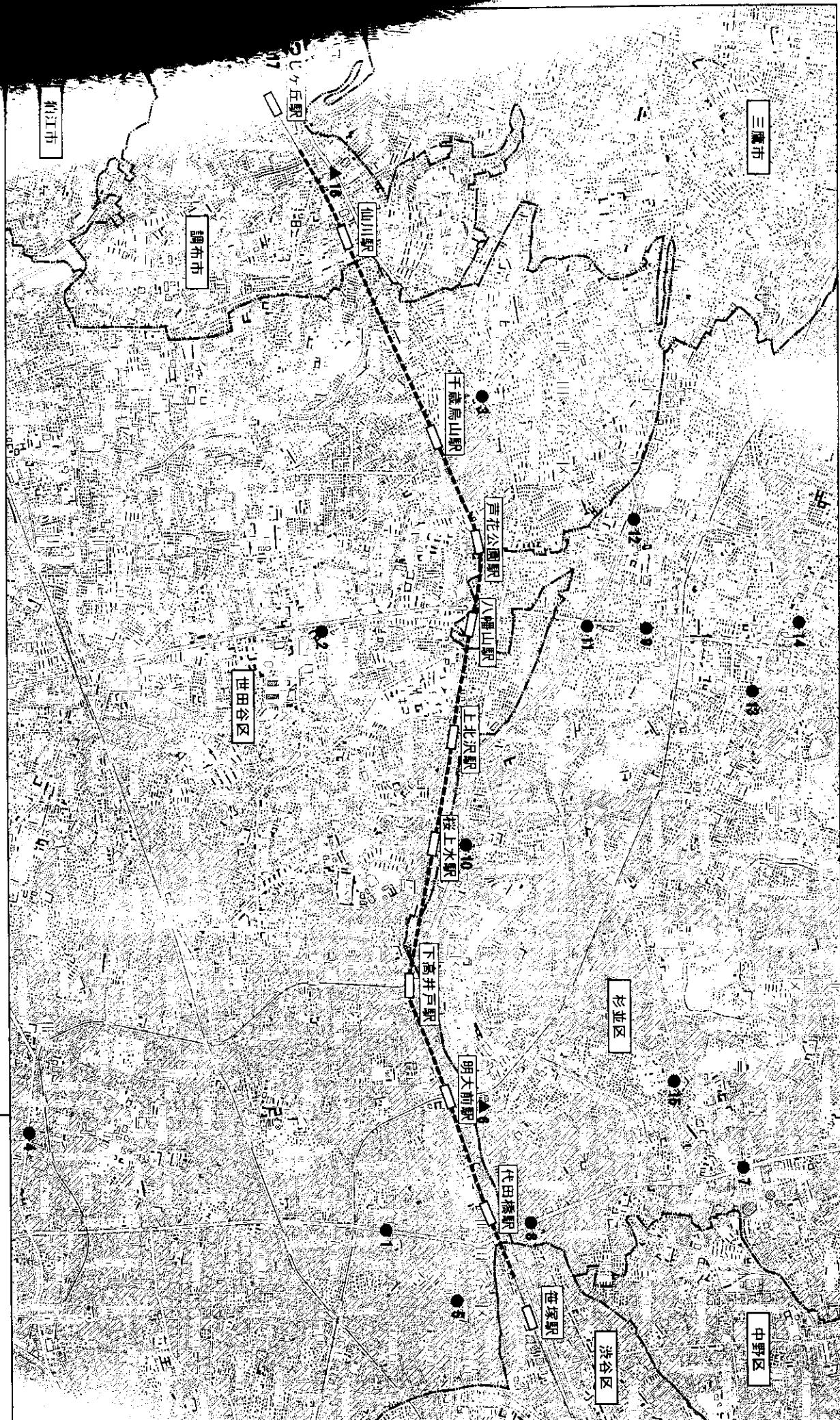
③ 騒音

ア. 道路交通騒音

計画路線周辺での道路交通騒音の測定は、図 3-1-3 に示すとおり、17 地点で実施されている。各測定地点の平成 19 年度の測定結果は、表 3-1-3 に示すとおりである。

各測定地点における等価騒音レベル (L_{Aeq}) の測定結果は昼間 65～75dB、夜間 64～75dB となっており、環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準」を満たしている測定地点は、全 17 地点のうち昼間 7 地点、夜間 4 地点となっている。また、騒音規制法に基づく「要請限度」との比較では、全 17 地点のうち昼間は全地点、夜間は 9 地点において満たしている。

騒音に係る環境基準については表 3-1-4(1) に示し、自動車騒音に係る要請限度については表 3-1-4(2) に示す。



資料：「平成19年度道路交通騒音振動調査報告書」(平成21年2月 東京都環境局)

図3-1-3 道路交通騒音及び振動調査位置図

表 3-1-3 道路交通騒音調査結果

| No. | 市区名 | 路線名 | 測定地点 | 地域の区分 (区域の区分) | 道 路 種 別 | 車 線 数 | 昼 間(dB) | | 夜 間(dB) | | | |
|-----|------|---------------|---------------------|------------------|------------------|-------------|----------|----------|----------|----------|----|----|
| | | | | | | | 環境 基準 | 要請 限度 | 環境 基準 | 要請 限度 | | |
| 1 | 世田谷区 | 都道 環状 7 号線 | 世田谷区羽根木 1-6-14 | C (c) | 4 | 5 | 71 | 70 | 75 | 72 | 65 | 70 |
| 2 | 世田谷区 | 都道 環状 8 号線 | 世田谷区八幡山 2-10-2 | B (b) | | | | × | ○ | | × | × |
| 3 | 世田谷区 | 国道 20 号 | 世田谷区南烏山 6-25-8 | B (b) | 3 | 5 | 75 | 70 | 75 | 74 | 65 | 70 |
| 4 | 世田谷区 | 都道世田谷 町田線 | 世田谷区世田谷 1-11-8 | C (c) | | | | 70 | 75 | | 65 | 70 |
| 5 | 世田谷区 | 都道赤坂 杉並線 | 世田谷区大原 1-16-16 | A (a) | 4 | 2 | 65 | 70 | 75 | 64 | 65 | 70 |
| 6 | 世田谷区 | 国道 20 号 | 世田谷区松原 1-39-11 | C (c) | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 7 | 杉並区 | 都道 環状 7 号線 | 杉並区和田 2-7 | C (c) | 4 | 6 | 74 | 70 | 75 | 74 | 65 | 70 |
| 8 | 杉並区 | 都道 環状 7 号線 | 杉並区和泉 1-21 | C (c) | | | | 70 | 75 | | 65 | 70 |
| 9 | 杉並区 | 都道 環状 8 号線 | 杉並区高井戸西 1-5 | B (b) | 4 | 4 | 73 | 70 | 75 | 75 | 65 | 70 |
| 10 | 杉並区 | 国道 20 号 | 杉並区下高井戸 3-3 | C (c) | | | | ○ | ○ | | 65 | 70 |
| 11 | 杉並区 | 都道 新宿国立線 | 杉並区高井戸東 2-3 | B (b) | 4 | 6 | 70 | 70 | 75 | 69 | 65 | 70 |
| 12 | 杉並区 | 都道 新宿国立線 | 杉並区上高井戸 2-16 | B (b) | | | | ○ | ○ | | 65 | 70 |
| 13 | 杉並区 | 都道赤坂 杉並線 | 杉並区高井戸東 4-3 | B (b) | 4 | 2 | 74 | 70 | 75 | 73 | 65 | 70 |
| 14 | 杉並区 | 都道杉並 あきる野線 | 杉並区宮前 1-18 | C (c) | | | | ○ | ○ | | 65 | 70 |
| 15 | 杉並区 | 都道 新宿国立線 | 杉並区堀ノ内 1-9 | B (b) | 4 | 4 | 67 | 70 | 75 | 65 | 65 | 70 |
| 16 | 調布市 | 国道 20 号 | 調布市仙川 2-6-5 | C (c) | | | | ○ | ○ | | 65 | 70 |
| 17 | 調布市 | 国道 20 号 | 調布市西つつじヶ丘 3-19-1 | B (c) | 3 | 4 | 68 | 70 | 75 | 65 | 65 | 70 |
| | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ |

注 1) 地域の区分は、騒音に係る環境基準に定める地域の区分、区域の区分は、騒音規制法に基づく要請限度に定める区域の区分（表 3-1-4(1)、表 3-1-4(2)参照）。

注 2) 道路種別は、「1：高速自動車国道」、「2：首都高速道路」、「3：国道」、「4：主要地方道」、「5：その他」

注 3) ○：騒音に係る基準（環境基準・要請限度）を下回っている。×：騒音に係る基準（環境基準・要請限度）を上回っている。

注 4) 「No.」は、図 3-1-3 中の番号を表す。

資料：「平成 19 年度道路交通騒音振動調査報告書」（平成 21 年 2 月 東京都環境局）

表 3-1-4(1) 騒音に係る環境基準
環境基準と地域類型の当てはめ (12.3.21 東京都公示 420 号)

| 地域類型 | 当てはめ地域 | 地域の区分 | 時間の区分 | |
|-------|--|-----------------------|------------------|------------------|
| | | | 昼間 (6 時～22 時) | 夜間 (22 時～6 時) |
| AA 地域 | 清瀬市の区域の内、松山 3 丁目 1 番、竹丘 1 丁目 17 番、竹丘 3 丁目 1 番から 3 番まで及び竹丘 3 丁目 10 番の区域 | | 50 以下 | 40 以下 |
| A 地域 | 第 1 種低層住居専用地域 | 一般地域 | 55 以下 | 45 以下 |
| | 第 2 種低層住居専用地域 | 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 以下 | 55 以下 |
| | 第 1 種中高層住居専用地域 | | | |
| | 第 2 種中高層住居専用地域 | | | |
| B 地域 | 第 1 種住居地域 | 一般地域 | 55 以下 | 45 以下 |
| | 第 2 種住居地域 | 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 65 以下 | 60 以下 |
| | 準住居地域 | | | |
| | 用途地域の定めのない地域 | | | |
| C 地域 | 近隣商業地域 | 一般地域 | 60 以下 | 50 以下 |
| | 商業地域 | 車線を有する道路に面する地域 | 65 以下 | 60 以下 |
| | 準工業地域 | | | |
| | 工業地域 | | | |

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する状態の車道部分をいう。この場合において、A, B 地域については 2 車線以上の、C 地域については車線を有する道路に面する地域について、幹線交通を担う道路に近接する空間は、上表にかかわらず特例として次表のとおり。

| 昼間 | 夜間 |
|---------|---------|
| 70 デシベル | 65 デシベル |

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

資料：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）、「騒音に係る環境基準の地域の類型指定」（平成 11 年 3 月 10 日 東京都公示第 259 号）

表 3-1-4(2) 自動車騒音に係る要請限度

単位：デシベル(dB)

| 区域の区分 | 当てはめ地域 | 車線等 | 時間の区分 | |
|-------|---|------------------------|-------------------|-------------------|
| | | | 昼 間 (6 時～22 時) | 夜 間 (22 時～6 時) |
| a 区域 | 第 1 種低層住居専用地域 | 1 車線 | 65 | 55 |
| | 第 2 種低層住居専用地域 | 2 車線以上 | 70 | 65 |
| | 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 (A A 地域を含む) | 近接区域 | 75 | 70 |
| b 区域 | 第 1 種住居地域 | 1 車線 | 65 | 55 |
| | 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 | 2 車線以上 近接区域 | 75 | 70 |
| c 区域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 | 1 車線 2 車線以上 近接区域 | 75 | 70 |

資料：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）及び「騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等」（平成 12 年 3 月 15 日 東京都公示第 279 号）

イ. 鉄道騒音

計画路線周辺の京王線での鉄道騒音の測定は、図3-1-4に示すとおり4地点で実施されている。

また、各測定地点における測定結果は、表3-1-5に示すとおりである。

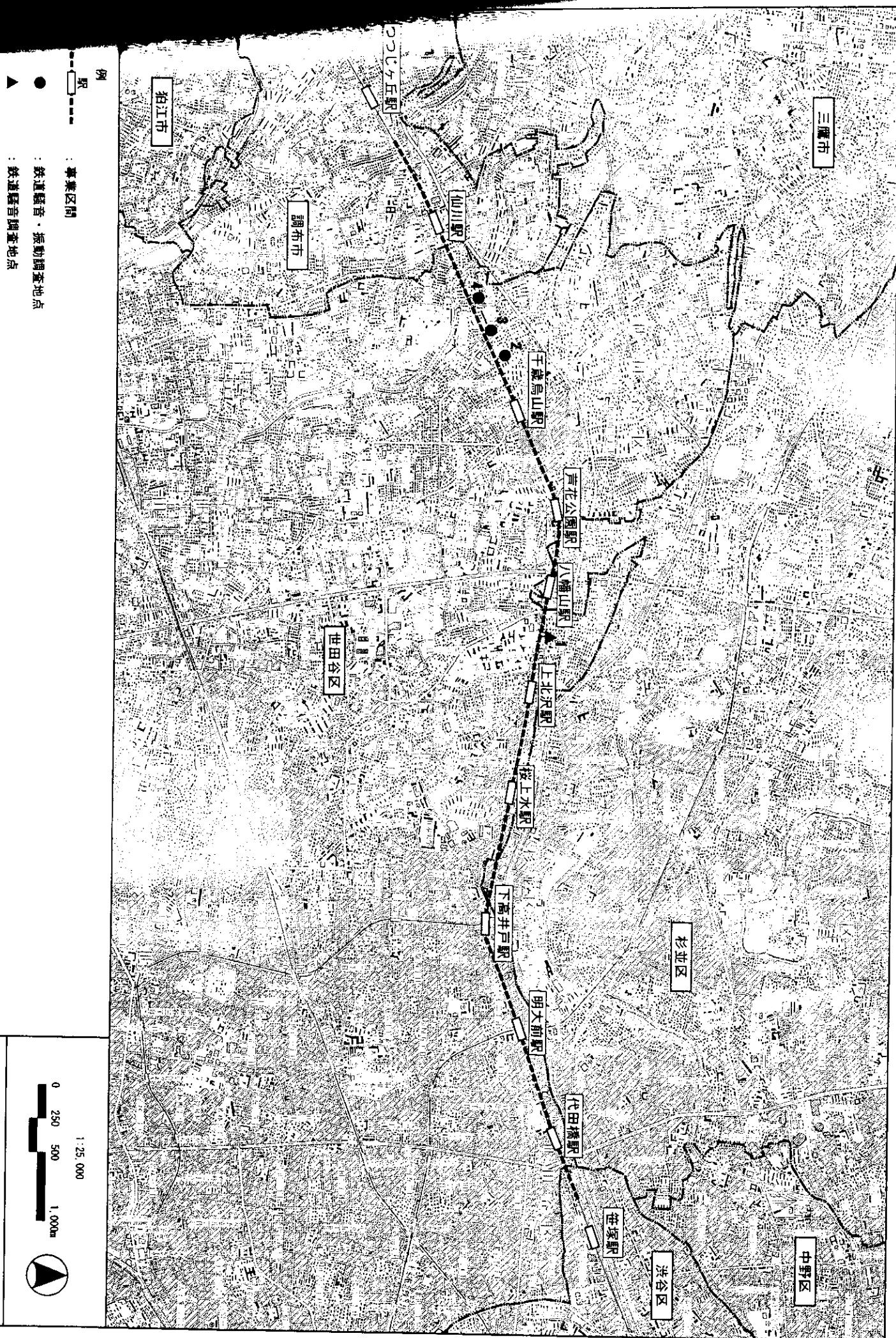
等価騒音レベルは、12.5m地点で58.5～66.8dBとなっており、最大値はNo.4地点（千歳烏山駅～仙川駅間〔世田谷区給田3-15〕）の66.8dB、最小値はNo.1地点（上北沢駅～八幡山駅間〔世田谷区上北沢4-26〕）の58.5dBとなっている。

表3-1-5 鉄道騒音調査結果

| No. | 測定場所 | | 線路構造 (防音壁) (レール種別) | 測定年月日 | 等価騒音 レベル(昼) (dB) | |
|-----|--------------------------|-----------------|---------------------------|-----------|------------------------|-------|
| | | | | | 近接側軌道中心 からの水平距離 | |
| | 駅間 | 住所 | | | 12.5m | 25.0m |
| 1 | 京王線 上北沢駅 ～八幡山駅 | 世田谷区 上北沢4-26 | RC桁 (有) (ロング'レール) | H9.11.07 | 58.5 | 55.4 |
| 2 | 京王線 千歳烏山駅 ～仙川駅 | 世田谷区 給田3-4 | 平地 (有) (ロング'レール) | H13.12.25 | 63.0 | 58.0 |
| | | | | H16.11.19 | 63.7 | 58.7 |
| | | | | H21.2.17 | 61.7 | 54.2 |
| 3 | 千歳烏山駅 ～仙川駅 | 世田谷区 給田3-8 | 有道床鉄桁 (有) (ロング'レール) | H15.12.05 | 66.6 | 62.3 |
| 4 | | 世田谷区 給田3-15 | 掘割 (無) (ロング'レール) | H9.11.07 | 65.9 | 60.9 |
| | | | | H18.12.14 | 66.8 | 61.8 |

注)「No.」は図3-1-4中の番号を表す。

資料：「平成20年度鉄道騒音・振動調査報告書」(平成21年7月 東京都環境局)



ウ、騒音に関する発生源別苦情件数

平成 18 年度における関係区市の騒音に関する発生源別苦情件数は、表 3-1-6 に示すとおりである。

苦情件数合計では、杉並区が最多で 159 件となっており、最少は三鷹市の 45 件となっている。世田谷区及び杉並区では、建設作業による苦情件数が半数以上を占めており、渋谷区では、建設作業と営業が同等数程度である。杉並区において、鉄道騒音に関する苦情が 1 件発生している。

表 3-1-6 騒音に関する発生源別苦情件数

| 発生源 地 域 | 工場・事業所 | 建設作業 | 自動車 | 航空機 | 鉄道 | 営業 | 拡声器 | 家庭生活 | その他 | 合計 |
|------------|--------|------|-----|-----|----|----|-----|------|-----|-----|
| 渋谷区 | 1 | 30 | 0 | 0 | 0 | 31 | 2 | 3 | 20 | 87 |
| 世田谷区 | 22 | 77 | 1 | 0 | 0 | 16 | 2 | 5 | 5 | 128 |
| 杉並区 | 19 | 82 | 0 | 0 | 1 | 19 | 1 | 27 | 10 | 159 |
| 調布市 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 57 | 59 |
| 三鷹市 | 24 | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 | 1 | 45 |

資料：「平成 18 年度騒音・振動統計」（平成 20 年 3 月 東京都環境局）

④ 振動

ア. 道路交通振動

計画路線周辺での道路交通振動の測定は、図 3-1-3 に示すとおり、15 地点で実施されている。各測定地点の平成 19 年度の測定結果は、表 3-1-7 に示すとおりである。

各測定地点における振動レベルの 80%レンジの上端値(L_{10})の測定結果は、昼間 39～56dB、夜間 35～56dB となっており、すべての測定地点において、振動規制法に基づく「道路交通振動に係る要請限度」を下回っている。

道路交通振動の要請限度については、表 3-1-8 に示すとおりである。

表 3-1-7 道路交通振動調査結果

| No. | 市区名 | 道路名 | 測定地点 | 区域の区分 | 昼間(dB) | | 夜間(dB) | |
|-----|------|-----------|-----------------|-------|--------|------|--------|------|
| | | | | | | 要請限度 | | 要請限度 |
| 1 | 世田谷区 | 都道環状7号線 | 世田谷区羽根木1-6-14 | 二種 | 43 | 70 | 45 | 65 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 2 | 世田谷区 | 都道環状8号線 | 世田谷区八幡山2-10-2 | 一種 | 49 | 65 | 50 | 60 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 3 | 世田谷区 | 国道20号 | 世田谷区南烏山6-25-8 | 一種 | 49 | 65 | 48 | 60 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 4 | 世田谷区 | 都道世田谷町田線 | 世田谷区世田谷1-11-8 | 二種 | 39 | 70 | 35 | 65 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 5 | 世田谷区 | 都道赤坂杉並線 | 世田谷区大原1-16-16 | 一種 | 46 | 65 | 44 | 60 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 7 | 杉並区 | 都道環状7号線 | 杉並区和田2-7 | 二種 | 56 | 70 | 56 | 65 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 8 | 杉並区 | 都道環状7号線 | 杉並区和泉1-21 | 二種 | 52 | 70 | 52 | 65 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 9 | 杉並区 | 都道環状8号線 | 杉並区高井戸西1-5 | 一種 | 53 | 65 | 55 | 60 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 10 | 杉並区 | 国道20号 | 杉並区下高井戸3-3 | 二種 | 48 | 70 | 47 | 65 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 11 | 杉並区 | 都道新宿国立線 | 杉並区高井戸東2-3 | 一種 | 48 | 65 | 47 | 60 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 12 | 杉並区 | 都道新宿国立線 | 杉並区上高井戸2-16 | 一種 | 48 | 65 | 48 | 60 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 13 | 杉並区 | 都道赤坂杉並線 | 杉並区高井戸東4-3 | 一種 | 48 | 65 | 45 | 60 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 14 | 杉並区 | 都道杉並あきる野線 | 杉並区宮前1-18 | 二種 | 48 | 70 | 47 | 65 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 15 | 杉並区 | 都道新宿国立線 | 杉並区堀ノ内1-9 | 一種 | 42 | 65 | 38 | 60 |
| | | | | | | ○ | | ○ |
| 17 | 調布市 | 国道20号 | 調布市西つつじヶ丘3-19-1 | 一種 | 45 | 65 | 43 | 60 |
| | | | | | | ○ | | ○ |

注1) 区域の区分は、振動規制法に基づく要請限度に定める区域の区分(表3-1-8参照)。

注2) 時間区分は、第一種区域：昼間(8時～19時)、夜間(19時～翌8時)

第二種区域：昼間(8時～20時)、夜間(20時～翌8時)

注3) ○：振動に係る要請限度を下回っている。×：振動に係る要請限度を上回っている。

注4) 「No.」は図3-1-3中の番号を表す。

資料：「平成19年度道路交通騒音振動調査報告書」(平成21年2月 東京都環境局)

表 3-1-8 道路交通振動の要請限度

単位：デシベル（dB）

| 区域の区分 | 当てはめ地域 | 時間の区分 | | |
|-------|-----------------------|----------|-----------|-----|
| | | 昼間 8時 | 夜間 19時 | 8時 |
| 第一種区域 | 第1種低層住居専用地域 | 65 | 60 | |
| | 第2種低層住居専用地域 | | | |
| | 第1種中高層住居専用地域 | | | |
| | 第2種中高層住居専用地域 | | | |
| | 第1種住居地域 | | | |
| | 第2種住居地域 | | | |
| | 準住居地域 用途地域の定めのない地域 | | | 20時 |
| 第二種区域 | 近隣商業地域 | 70 | 65 | |
| | 商業地域 | | | |
| | 準工業地域 | | | |
| | 工業地域 | | | |

資料：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号）、「振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）

イ. 鉄道振動

計画路線周辺の京王線での鉄道振動の測定は、図3-1-4に示すとおり3地点で実施されている。

また、各測定地点における測定結果は、表3-1-9に示すとおりである。

振動レベルは、12.5m地点で57~62dBとなっており、最大値はNo.2地点（千歳烏山駅～仙川駅間〔世田谷区給田3-4〕）の62dB、最小値はNo.3地点（千歳烏山駅～仙川駅間〔世田谷区給田3-8〕）及びNo.4地点（千歳烏山駅～仙川駅間〔世田谷区給田3-15〕）の57dBとなっている。

表3-1-9 鉄道振動調査結果

| No. | 測定場所 | | 線路構造 (防音壁) (レール種別) | 測定年月日 | 振動レベル (dB) 近接側軌道中心 から12.5m |
|-----|------------------|----------------|--------------------------|-----------|----------------------------------|
| | 駅間 | 住所 | | | |
| 2 | 京王線 千歳烏山駅～仙川駅 | 世田谷区 給田3-4 | 平地 (有) (ワグ'レール) | H13.12.25 | 62 |
| | | | | H16.11.19 | 58 |
| | | | | H21.2.17 | 58 |
| 3 | | 世田谷区 給田3-8 | 有道床鉄桁 (有) (ワグ'レール) | H15.12.05 | 57 |
| 4 | | 世田谷区 給田3-15 | 掘割 (無) (ワグ'レール) | H18.12.14 | 57 |

注1)「No.」は図3-1-4に示す地点番号を表す。

注2)測定結果は、測定した全列車のピーカレベルの算術平均値。

資料：「平成20年度鉄道騒音・振動調査報告書」(平成21年7月 東京都環境局)

ウ. 振動に関する発生源別苦情件数

平成18年度における関係区市の振動に関する発生源別苦情件数は、表3-1-10に示すとおりである。振動に関する苦情の発生源は、建設作業によるものが大半を占めている。

表3-1-10 振動に関する発生源別苦情件数

| 発生源 地域 | 工場 ・ 事 業 所 | 建 設 作 業 | 道 路 交 通 | 鐵 道 | そ の 他 | 合 計 |
|-----------|------------------------|------------------|------------------|--------|-------------|--------|
| 渋谷区 | 0 | 14 | 0 | 0 | 1 | 15 |
| 世田谷区 | 4 | 52 | 0 | 0 | 0 | 56 |
| 杉並区 | 6 | 53 | 0 | 0 | 2 | 61 |
| 調布市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 三鷹市 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 |

資料：「平成18年度騒音・振動統計」(平成20年3月 東京都環境局)

2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境

① 水象

関係区市及びその周辺の主要河川は、図 3-1-5 に示すとおりである。計画路線周辺には、一級河川として神田川、野川、仙川、入間川があり、二級河川として、烏山川、北沢川がある。烏山川、北沢川は、現在、暗渠化された部分が多く、緑道や遊歩道として整備されている。各河川の延長は表 3-1-11 に示すとおりである。

表 3-1-11 主要河川延長

| 河 川 | | 水 系 | 延長 (km) |
|-----|-----|-----|---------|
| 種 別 | 名 称 | | |
| 一級 | 神田川 | 荒 川 | 25. 48 |
| | 野 川 | 多摩川 | 20. 23 |
| | 仙 川 | 多摩川 | 20. 90 |
| | 入間川 | 多摩川 | 1. 75 |
| 二級 | 烏山川 | 目黒川 | 11. 70 |
| | 北沢川 | 目黒川 | 5. 50 |

資料：「東京の河川事業」(平成 20 年 4 月 東京都建設局)

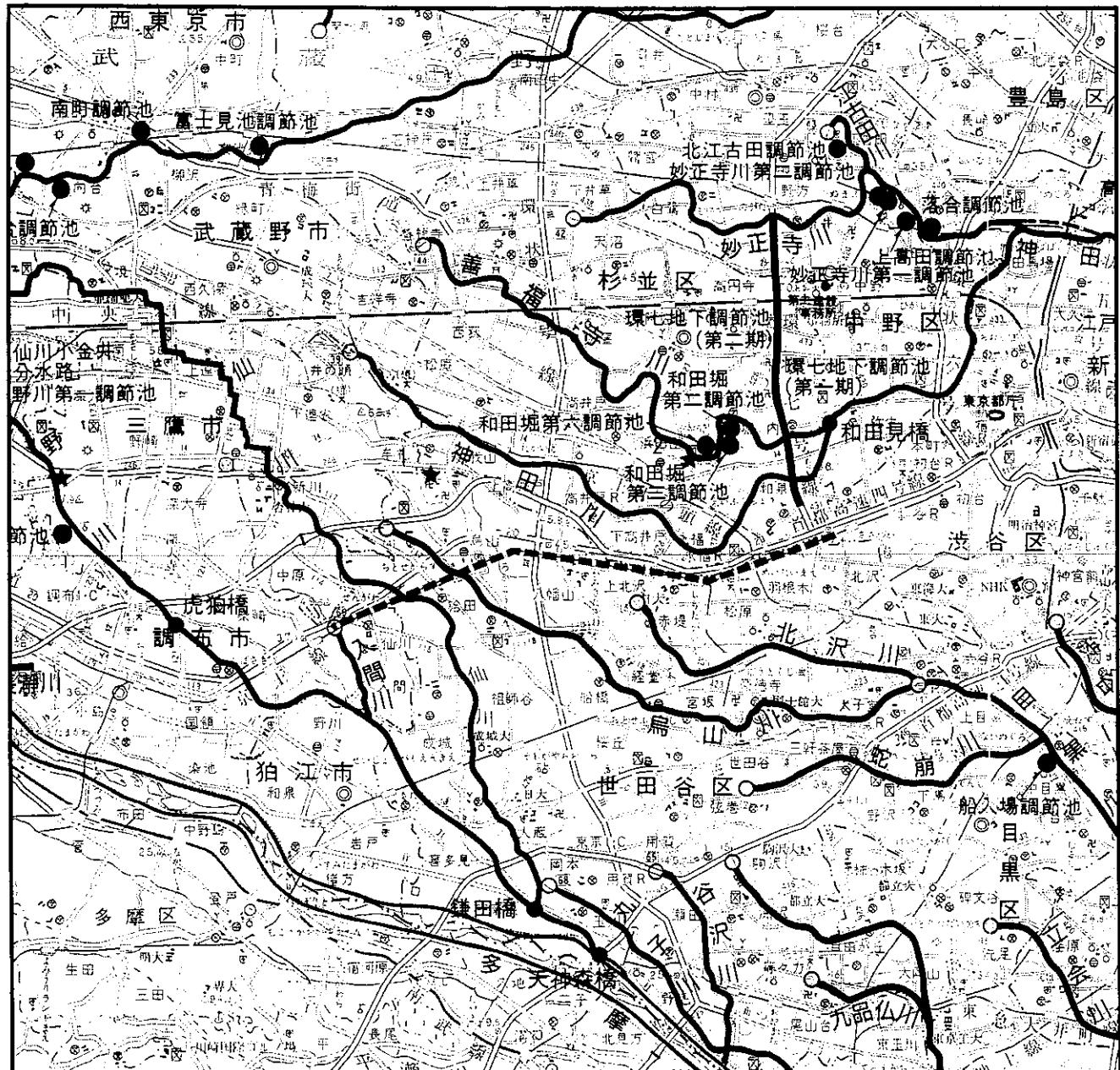
計画路線周辺の主な湧水の地点は、表 3-1-12 及び図 3-1-5 に示すとおりである。東京都の「東京の名湧水 57 選」によると、「烏山弁天池（世田谷区）」、「善福寺川御供米橋下流（杉並区）」が存在する。

表 3-1-12 計画路線周辺の主な湧水

| No. | 名 称 | 所在地 | 備 考 |
|-----|------------|--------------|---------------|
| 1 | 烏山弁天池 | 世田谷区北烏山 4-30 | 世田谷区特別保護区指定地域 |
| 2 | 善福寺川御供米橋下流 | 杉並区大宮 2-24 | |

注) 「No.」は、図 3-1-5 中の番号に対応する。

資料：「東京の名湧水 57 選」(平成 15 年 東京都環境局)



凡 例

1 : 100,000

0 1 2 3 4 5km



- : 事業区間
- : 調 整 池
- : 完 成
- : 一級河川
- : 二級河川
- : 準用河川
- ○ : 一級・二級・準用河川上流端
- : 直轄管理区間（一級河川）
- : 分水路
- : 公共用水域水質調査地点

★ 東京の名湧水57選
 1 烏山弁天池（世田谷区）
 2 善福寺川御供米橋下流（杉並区）

資料：「東京の河川事業」（平成20年4月 東京都建設局）
 「東京の名湧水57選」（平成15年 東京都環境局）
 「平成18年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」
 （平成19年12月 東京都環境局）

図3-1-5 水象の現況図

② 水 質

計画路線周辺の河川における水質調査地点は、図 3-1-5 に示すとおりである。水質調査結果は表 3-1-13 に示すとおりであり、神田川、野川、仙川において水質調査が実施されている。平成 18 年度の測定結果によれば、全て環境基準を達成している。

また、環境基本法に基づく水質汚濁に関する環境基準は、表 3-1-14 に示すとおり。

表 3-1-13 公共用水域水質調査結果（生活環境項目）

| 水系 | 河川名 | 測定地点名 | 環境基準類型 | 流量 (m³/s) | 水素イオン濃度 (pH) | 溶存酸素量 DO (mg/l) | 生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l) | 浮遊物質量 SS (mg/l) |
|-----|-----|-------|--------|-----------|--------------|-----------------|-----------------------|-----------------|
| 荒川 | 神田川 | 和田見橋 | C | 0.64 | 7.6 | ○ | 9.5 | ○ |
| 多摩川 | 野川 | 虎豹橋 | D | 0.10 | 8.3 | ○ | 12.1 | ○ |
| 多摩川 | 野川 | 天神森橋 | D | 0.13 | 7.6 | ○ | 9.9 | ○ |
| 多摩川 | 仙川 | 鎌田橋 | D | 0.43 | 7.9 | ○ | 9.7 | ○ |
| | | | | | | | 2.5 | ○ |
| | | | | | | | 4.8 | ○ |
| | | | | | | | 3 | ○ |

注 1) 表中の「○」は、環境基準の達成を示す。

注 2) 大腸菌群数の調査は行なわれていない。

資料：「平成 19 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 21 年 1 月 東京都環境局）

表 3-1-14 生活環境に係る環境基準（生活環境項目）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基 準 値 | | | | |
|----------|---------------------------------------|------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|-------------------|
| | | 水素イオン濃度 (pH) | 溶存酸素量 DO (mg/l) | 生物化学的酸素要求量 BOD (mg/l) | 浮遊物質量 SS (mg/l) | 大腸菌群数 (MPN/100ml) |
| AA | 水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 7.5 以上 | 1 以下 | 25 以下 | 50 以下 |
| A | 水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 7.5 以上 | 2 以下 | 25 以下 | 1,000 以下 |
| B | 水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5 以上 | 3 以下 | 25 以下 | 5,000 以下 |
| C | 水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5 以上 | 5 以下 | 50 以下 | — |
| D | 工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの | 6.0 以上 8.5 以下 | 2 以上 | 8 以下 | 100 以下 | — |
| E | 工業用水 3 級 環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 2 以上 | 10 以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと | — |

資料：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

③ 水底の底質

計画路線周辺の河川では、水底の底質調査は実施されていない。

④ その他の水に係る環境の状況

「平成 19 年地盤沈下調査報告書」(平成 20 年 7 月 東京都土木技術センター)によると、区部及び多摩地域東部における被圧地下水位の状況は図 3-1-6、計画路線周辺の観測井の地下水位の状況は表 3-1-15 に示すとおりである。

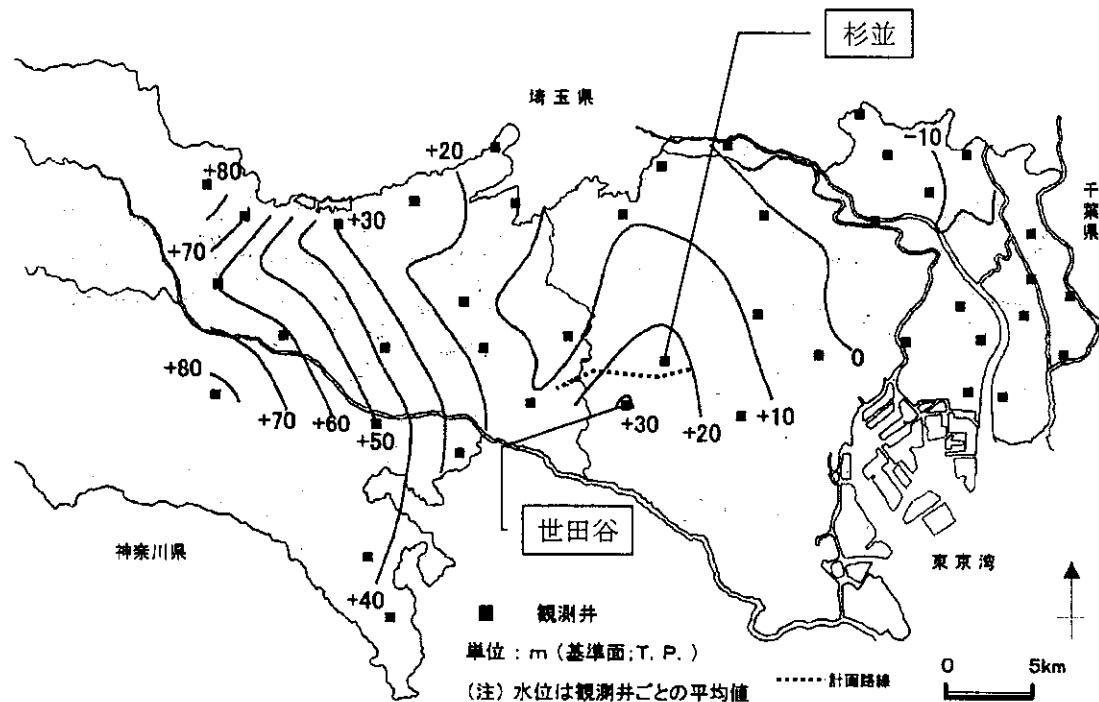
計画路線周辺の被圧地下水位は、T.P. 10~30m となっている。

計画路線周辺の観測井における、平成 16 年~平成 19 年までの地下水位の調査結果を見ると、世田谷区粕谷一丁目（都立芦花公園南西側）では 30.95~32.65m、杉並区大宮二丁目（都立和田堀公園グランド北側脇）では 22.68~23.51m となっており、変動量は少ない。

表 3-1-15 観測井の地下水位

基準面:T.P. 単位:m

| 観測井名 | 所在地 | 観測井付近の地盤高 | 平成 16 年 12 月 31 日 | 平成 17 年 12 月 31 日 | 平成 18 年 12 月 31 日 | 平成 19 年 12 月 31 日 |
|------|---------------|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 世田谷 | 世田谷区 粕谷一丁目 | 41.2 | 31.49 | 30.95 | 32.65 | 31.38 |
| 杉並 | 杉並区 大宮二丁目 | 37.1 | 22.94 | 22.68 | 23.41 | 23.51 |



資料：「平成 19 年地盤沈下調査報告書」(平成 20 年 7 月 東京都土木技術センター)

図 3-1-6 地下水位等高線図

3. 土壤及び地盤の状況

① 土 壤

関係区市及びその周辺の土壤の状況は、図3-1-7に示すとおりである。

計画路線周辺の土壤は、東側は未区分地となっており、西側は大部分が黒ボク土の黒ボク土壤若しくは厚層黒ボク土壤となっている。

また、計画路線周辺の一般環境土壤中のダイオキシン類について、「ダイオキシン類対策特別措置法」により定められた3物質群の調査結果は、表3-1-16に示すとおりである。

平成19年度の調査結果は、全ての地点で環境基準及び調査指標値を下回っていた。

表3-1-16 土壤ダイオキシン類調査結果

| 調査地点 | PCDDs+PCDFs | | Co-PCBs | | Total TEQ (pg-TEQ/g) |
|--------|----------------|-----------------------------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| | 実測濃度 (pg/g) | 毒性等量 (TEQ) (pg-TEQ/g) | 実測濃度 (pg/g) | 毒性等量 (TEQ) (pg-TEQ/g) | |
| 渋谷区代々木 | 11 | 0.00040 | 19 | 0.0023 | 0.0027 |
| 世田谷区深沢 | 790 | 5.6 | 380 | 0.50 | 6.1 |
| 調布市八雲台 | 160 | 0.65 | 2,000 | 0.52 | 1.2 |
| 三鷹市井口 | 640 | 4.0 | 410 | 0.29 | 4.2 |

注1) PCDDs:ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、PCDFs:ポリ塩化ジベンゾフラン、Co-PCBs:コブランナポリ塩化ビフェニル、Total TEQ:各毒性等量の合計値

注2) 環境基準:1,000 pg-TEQ/g以下

注3) 調査指標値:250 pg-TEQ/g(この値以上の場合には、詳細調査を行う。)

資料:「平成19年度土壤ダイオキシン類調査結果」(平成20年7月 東京都環境局)



凡 例

1 : 100,000

0 1 2 3 4 5km



----- : 事業区間

黒ボク土



厚層黒ボク土壤

その他



低地等造成地

褐色低地土



黒ボク土壤



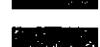
未区分地

(市街地・工場用地・飛行場用地・埋立地等)

灰色低地土壤



粗粒灰色低地土壤



灰色低地土壤

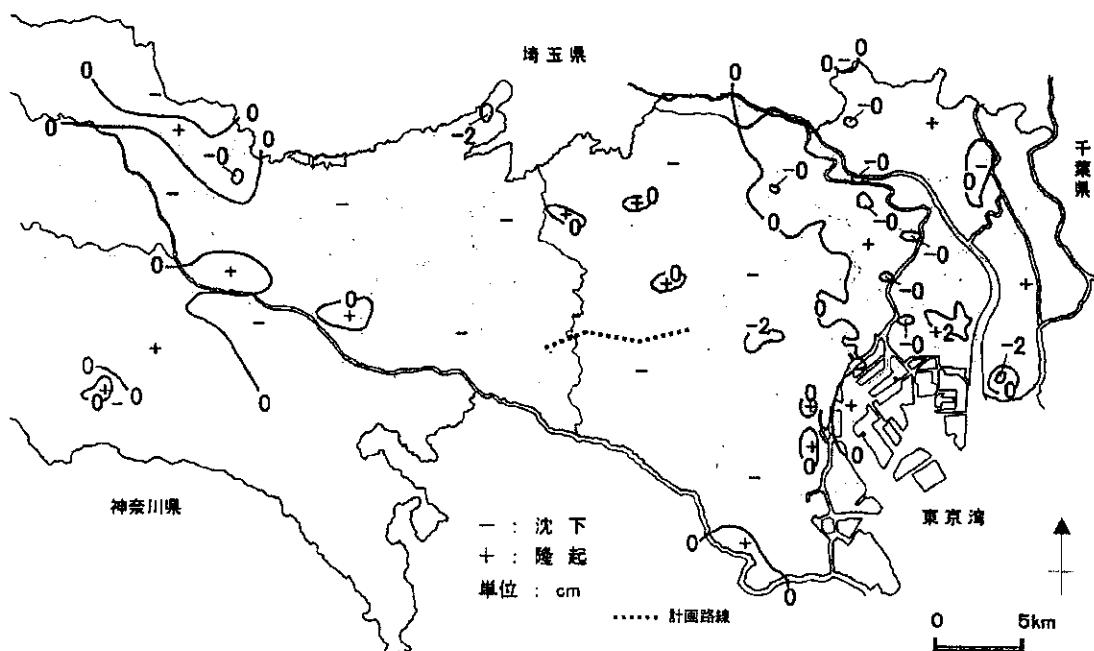
資料：「土地分類図 東京都」（昭和51年 国土庁土地局）

図3-1-7 土壤状況図

② 地盤

「平成 19 年地盤沈下調査報告書」(平成 20 年 7 月 東京都土木技術センター)によると、区部及び多摩地域東部における過去 5 年間(平成 15 年～平成 19 年)の地盤沈下の状況は、図 3-1-8 に示すとおりである。

計画路線周辺の地盤変動量は、0～-2cm となっている。



資料：「平成 19 年地盤沈下調査報告書」(平成 20 年 7 月 東京都土木技術センター)

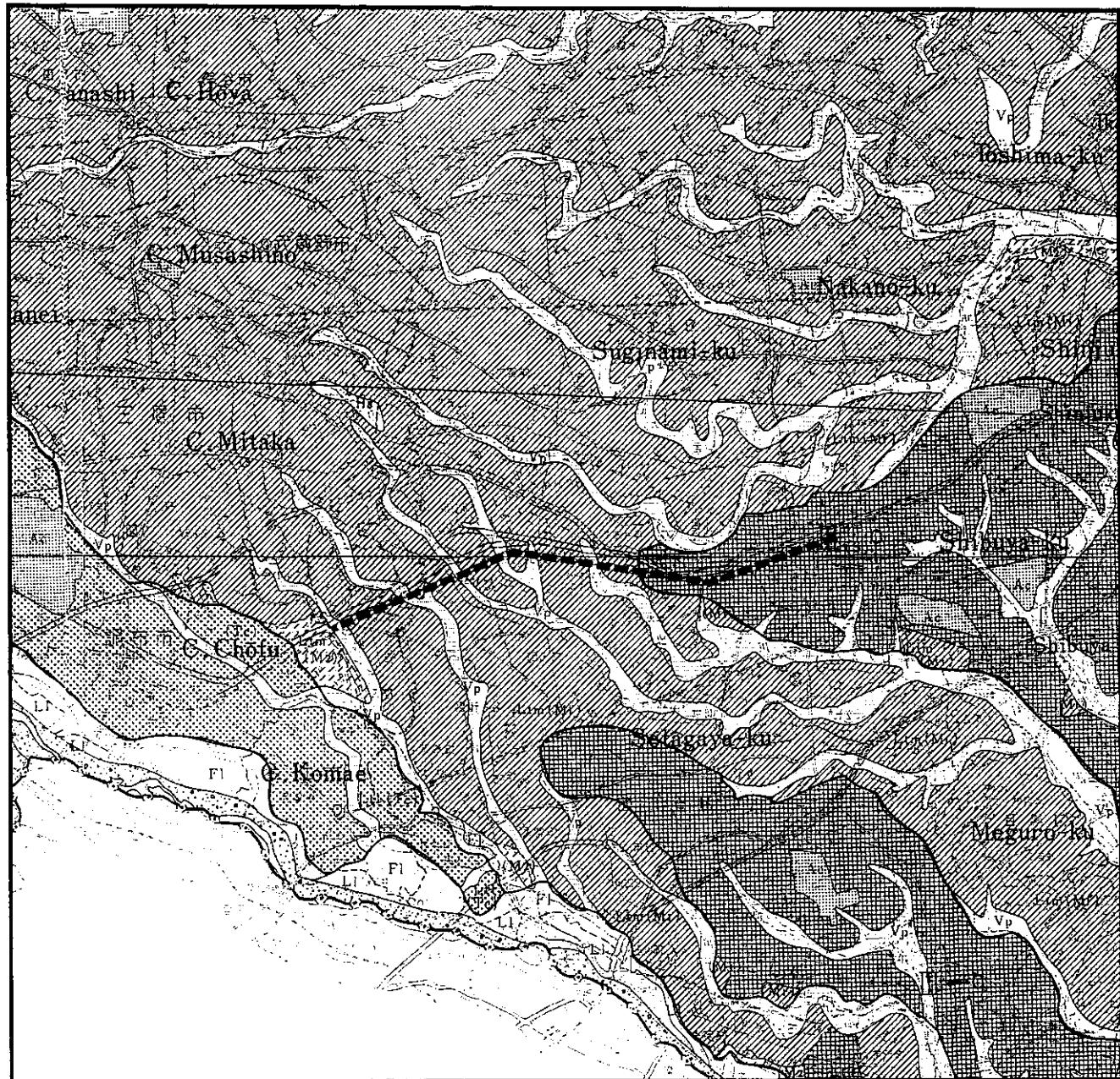
図 3-1-8 過去 5 年間の地盤変動量図 (平成 15 年～平成 19 年)

4. 地形及び地質の状況

① 地 形

関係区市及びその周辺の地形の状況は図 3-1-9 に示すとおりであり、台地（下末吉面、武藏野 I 面）及び台地を刻む谷に発達した低地（谷底平野）となっている。

武藏野台地の一部である台地部は、標高 30～50m で、多くの河川によって樹枝状に浸食され、台地部や谷部の起伏ができている。主な河川として、仙川、烏山川、入間川などがある（図 3-1-5 参照）。



凡 例

1 : 100,000

0 1 2 3 4 5km



----- : 事業区間

丘陵地

Hs 小起伏丘陵地

台地・段丘
ローム台地

[Hatched] 上位面（下末吉面）

[Hatched] 中位面（武藏野Ⅰ面）

[Hatched] 中位面（武藏野Ⅱ面）

[Hatched] 下位面（立川面）

低 地

F1 扇状地性低地

L1 自然堤防・砂州

Vp 谷底平野

[Dotted] 人工改変地

[Dotted] 河川敷

資料：「土地分類図 東京都」（昭和51年 国土庁土地局）

図3-1-9 地形分類図

② 地 質

関係区市及びその周辺の表層地質の状況は、図 3-1-10 に示すとおりである。また、計画路線の地質縦断図は、図 3-1-11 に示すとおりである。

計画路線周辺の表層地質は、武藏野ローム層及び下末吉ローム層といったローム層が主体であり、武藏野ローム層及び下末吉ローム層は、段丘面の違いによって分類されている。また、低地部では泥がち堆積物が認められる。

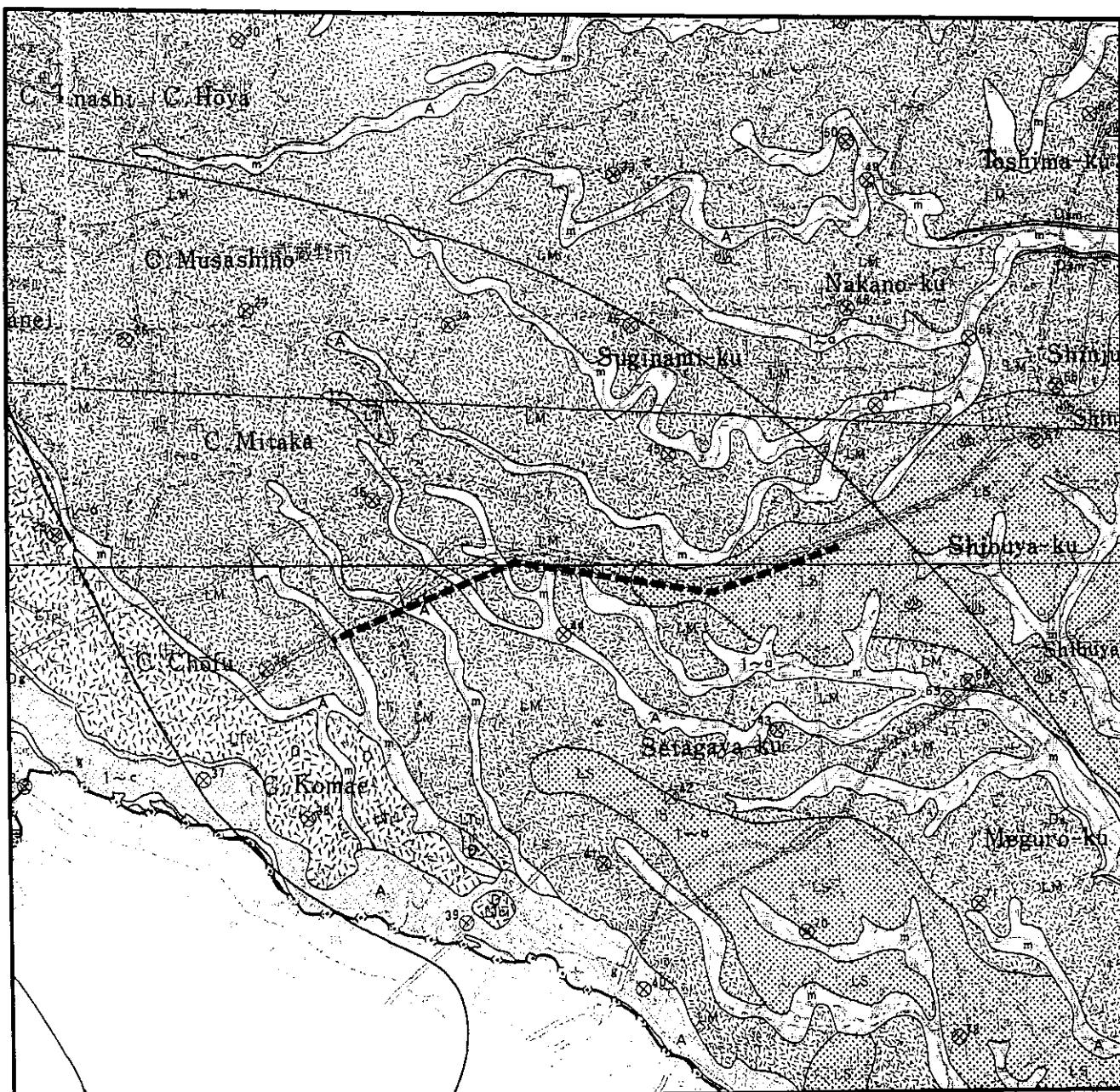
地質縦断図を見ると、台地部のローム層の下位には凝灰質粘土層が分布している。さらにその下部に、上北沢駅よりも西側において武藏野礫層が認められる。東側では、東京層の砂層が分布している。計画路線周辺の基盤を成す地層は、更新世に堆積した上総層群である。本上総層群は、砂及び固結シルトの互層状を呈する堆積物である。

③ 学術上又は希少性の観点から重要な地形および地質の分布及び概要

学術上又は希少性の観点から重要と判断される地形及び地質として、下記に示される地形が挙げられるが、計画路線周辺にこれらの地形は存在しない。

- ・「日本の地形レッドデータブック第1集－新装版」（平成12年12月 日本の地形レッドデータブック作成委員会）の「最も緊急な保全が要求される地形」
- ・「日本の地形レッドデータブック第2集」（平成14年3月 日本の地形レッドデータブック作成委員会）の「保存すべき地形」

計画路線周辺の国分寺崖線には、「東京における自然の保護と回復に関する条例」（昭和47年10月26日 東京都条例第108号 東京都条例第141号）に基づく「国分寺崖線緑地保全地域」が2か所（調布市入間町、調布市若葉町）存在するが、計画路線からは500m以上離れている（図3-1-12参照）。



凡 例

1 : 100,000

0 1 2 3 4 5km



----- : 事業区間

未固結堆積物



礫がち堆積物



泥がち堆積物



礫・砂・泥堆積物

火山性岩石



ローム (多摩ローム層以上)



ローム (下末吉ローム層以上)



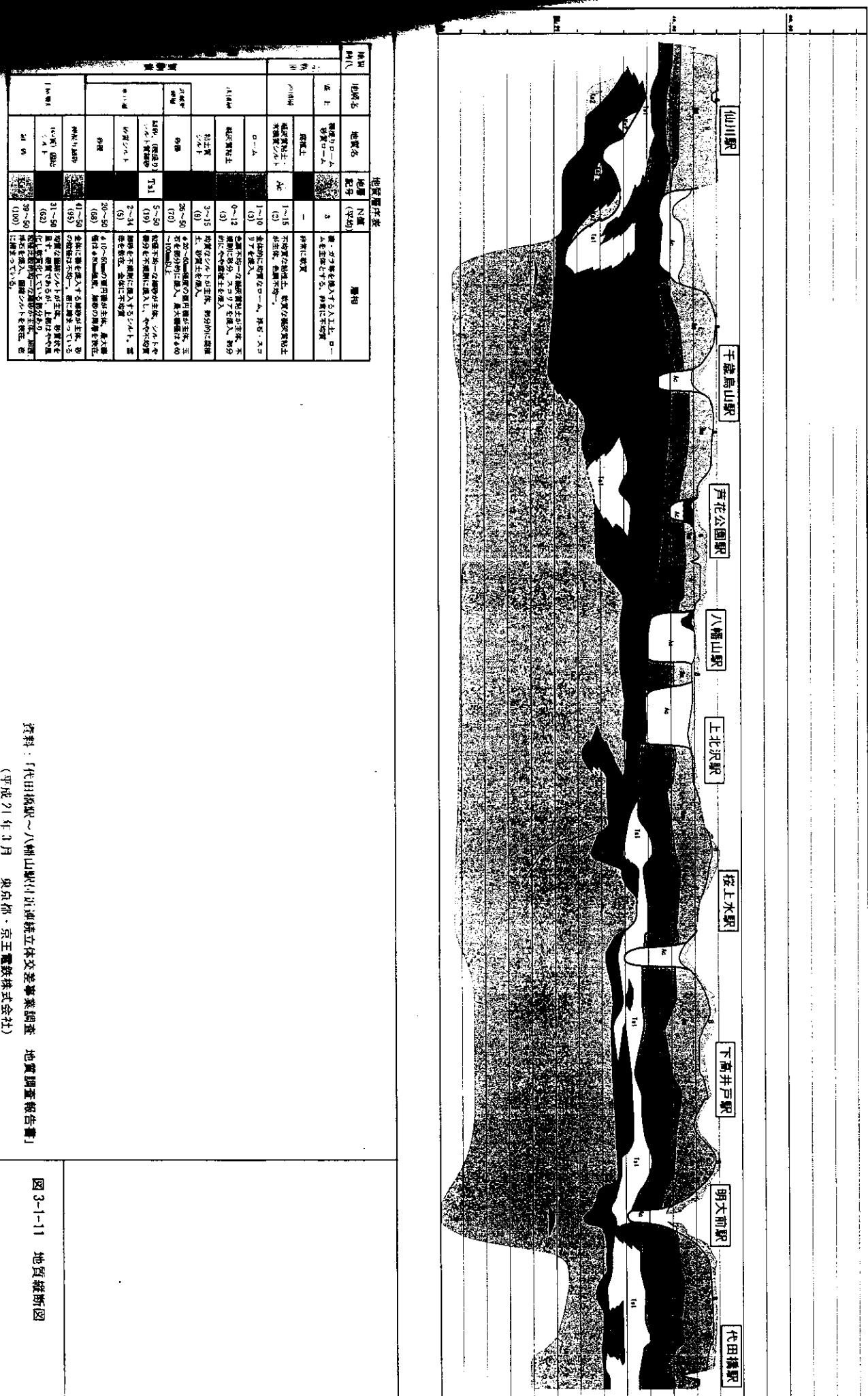
ローム (武藏野ローム層以上)



ローム (立川ローム層下部層以上)

資料：「土地分類図 東京都」(昭和51年 國土庁土地局)

図3-1-10 表層地質図



資料：「代田橋駅～八幡山駅付近連続立体交差事業調査 地質調査報告書」

(平成21年3月 東京都・京王電鉄株式会社)

図 3-1-11 地質縦断図



図3-1-12 国分寺崖線緑地保全地域位置図

5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

① 動植物の生息又は生育の状況

既存資料に基づく関係区市内（渋谷区、世田谷区、杉並区、調布市、三鷹市）における動植物の状況は、表3-1-18に示すとおりである。

関係区市は市街化の進んだ地域であり、住宅地を主体とした市街地が大きな部分を占めている。その中に緑の多い住宅地、公園、耕作地などが点在している。都市内において動植物の生息・生育において比較的良好な環境である公園や河川等は少ない。

全体的に市街地のような人工的な環境が大部分を占めることを反映し、動物ではハシブトガラス、スズメ、ドバトなどが多く見られ、植物では人為的な影響下に生育するセイタカアワダチソウ、ヒメジョオン、オオバコなどの種が多く見られる。緑の多い住宅地、公園、街路周辺などには、コナラ、ケヤキ、クスノキなどの樹木を見ることができる。

表3-1-18 既存資料により把握された動植物相の状況

〔動物相〕

| 分類 | | 確認種数 | | |
|------|-------|------|-------|-----|
| 哺乳類 | 5目 | 11科 | 15種 | |
| 鳥類 | 18目 | 44科 | 239種 | |
| 両生類 | 1目 | 4科 | 10種 | |
| 爬虫類 | 2目 | 7科 | 13種 | |
| 昆虫類 | 17目 | 248科 | 1588種 | |
| 魚類 | 6目 | 11科 | 36種 | |
| 底生動物 | 昆蟲綱 | 8目 | 22科 | 38種 |
| | マキサイ綱 | 2目 | 6科 | 9種 |
| | ニマガイ綱 | 1目 | 3科 | 3種 |
| | ウズムシ綱 | 1目 | 1科 | 1種 |
| | ヒル綱 | 2目 | 2科 | 5種 |
| | 甲殻綱 | 3目 | 6科 | 8種 |
| クモ類 | 1目 | 31科 | 207種 | |

〔植物相〕

| 分類 | | | 確認種数 | | | |
|-------|-------|-------|------|---------------|--|--|
| 維管束植物 | シダ植物 | | 17科 | 78種 | | |
| | 裸子植物 | | 7科 | 34種 | | |
| | 被子植物 | 双子葉植物 | | 離弁花類 80科 633種 | | |
| | | 合弁花類 | | 31科 332種 | | |
| 苔類 | 單子葉植物 | | | 19科 328種 | | |
| | 蘇綱 | | | 26科 141種 | | |
| | タイ綱 | | | 14科 35種 | | |
| | ツノゴケ綱 | | | 1科 1種 | | |

注) 文献その他の資料において、正確な種名が特定できない記録は除外。

※出典既存資料は、P101「参考文献」参照

② 動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況

関係区市における動物の生息環境の保全を目的として法令等に基づき抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種（以下「重要な種」という。）、並びに学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由から注目すべき生息地（以下「注目すべき生息地」という。）の把握を行った。

ア. 動物の重要な種の状況

下記に示す重要な種は、いずれも計画路線周辺に存在しない。

- ・「第2回自然環境保全基礎調査 動植物分布図」（昭和56年 環境庁）における重要な種
- ・「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（平成元年 環境庁）における重要な種
- ・「第4回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（平成7年 環境庁）における重要な種

イ. 注目すべき生息地の状況

関係区市には、法令、条例及び条約により指定された注目すべき生息地は存在しない。

また、「第4回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（平成7年 環境庁）における鳥類の集団繁殖地・集団ねぐらは、計画路線周辺に存在しない。

③ 植物の重要な種及び群落の状況

関係区市における植物の生育環境の保全を目的として法令等に基づき抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種及び群落（以下「重要な種及び群落」という。）の把握を行った。

ア. 植物の重要な種の状況

「文化財保護法」（昭和25年5月30日 法律第214号）における天然記念物等は、計画路線周辺に存在しない。

イ. 重要な植物群落の状況

下記に示す重要な群落は、いずれも計画路線周辺に存在しない。

- ・「第2回自然環境保全基礎調査」（昭和55年2月 環境庁）における特定植物群落
- ・「第3回自然環境保全基礎調査」（昭和63年8月 環境庁）における特定植物群落

④ 植生の状況

計画路線の周辺区域（片側500mの範囲）における植生の状況は、図3-1-13に示すとおりである。

本計画路線の周辺は、緑の少ない市街地及び住宅地が大きな部分を占めている。次いで、主に植栽木等によって構成される緑の多い住宅地が見られる。小面積の耕作地等もパッチ状に分布している。全体的には、動植物の生息・生育環境として比較的良好なまとまった植生が存在する区域は少ない。

三郷市

中野区

渋谷区

杉並区

代田橋駅

上北沢駅

明大前駅

西

山手

東

北

南

大井町

豊島

練馬

板橋

新宿

世田谷

目黒

大崎

品川

港

江東

墨田

江戸川

葛飾

足立

荒川

練馬

重要

重

要

重

要

重

要

重

要

重

要

重

要

重

要

重

要

要

要

要

要

要

植物群落

植物群落

植物群落

植物群落

植物群落

植物群落

植物群落

柏江市

つゝヶ丘駅

調布市

世田谷区

桜上水駅

下高井戸駅

笹塚駅

仙川駅

千歳烏山駅

八幡山駅

言花公園駅

上北沢駅

上北沢駅

明大前駅

明大前駅

代田橋駅

代田橋駅

中野駅

中野駅

渋谷駅

渋谷駅

杉並駅

杉並駅

代田橋駅

代田橋駅

三郷市

三郷市

例

6 オオシラガニ群落林

36 ピンクスギ-ホウズキノキ群集他

(耕作放棄地・雑草群落)

19 カラマツ群集 主部

37 茶畠

(茶園)

28 サザンカ-タケミツバ群林

38 落葉果樹園

(りんご、ナシなど)

32 人工林・草地など

40 飛行場、石粉場など

(飛行場、飛行場など)

39 苗圃

41 樹木群集他

(耕作地・雑草群落)

42 マツ-ヒノキ群集他

(落葉樹群落)

57 オオシラガニ群落

(落葉樹群落)

67 緑の多い住宅地

74 開放水域

(湖沼・池塘)

68 緑の少ない

市街地・住宅地

69 工場地

70 造成地・人為裸地

71 広いコリット他

72 未利用地

73 広いコリット他

74 開放水域

(湖沼・池塘)

75 池塘

76 池塘

77 池塘

78 池塘

79 池塘

80 池塘

81 池塘

82 池塘

83 池塘

84 池塘

85 池塘

86 池塘

87 池塘

88 池塘

89 池塘

90 池塘

91 池塘

92 池塘

93 池塘

94 池塘

95 池塘

96 池塘

97 池塘

98 池塘

99 池塘

100 池塘

101 池塘

102 池塘

103 池塘

104 池塘

105 池塘

106 池塘

107 池塘

108 池塘

109 池塘

110 池塘

111 池塘

112 池塘

113 池塘

114 池塘

115 池塘

116 池塘

117 池塘

118 池塘

119 池塘

120 池塘

121 池塘

122 池塘

123 池塘

124 池塘

125 池塘

126 池塘

127 池塘

128 池塘

129 池塘

130 池塘

131 池塘

132 池塘

133 池塘

134 池塘

135 池塘

136 池塘

137 池塘

138 池塘

139 池塘

140 池塘

141 池塘

142 池塘

143 池塘

144 池塘

145 池塘

146 池塘

147 池塘

148 池塘

149 池塘

150 池塘

151 池塘

152 池塘

153 池塘

154 池塘

155 池塘

156 池塘

157 池塘

158 池塘

159 池塘

160 池塘

161 池塘

162 池塘

163 池塘

164 池塘

165 池塘

166 池塘

167 池塘

168 池塘

169 池塘

170 池塘

171 池塘

172 池塘

173 池塘

174 池塘

175 池塘

176 池塘

177 池塘

178 池塘

179 池塘

180 池塘

181 池塘

182 池塘

183 池塘

184 池塘

185 池塘

186 池塘

187 池塘

188 池塘

189 池塘

190 池塘

191 池塘

192 池塘

193 池塘

194 池塘

195 池塘

196 池塘

197 池塘

198 池塘

199 池塘

200 池塘

201 池塘

202 池塘

203 池塘

204 池塘

205 池塘

206 池塘

207 池塘

208 池塘

209 池塘

210 池塘

211 池塘

212 池塘

213 池塘

214 池塘

215 池塘

216 池塘

217 池塘

218 池塘

219 池塘

220 池塘

221 池塘

222 池塘

223 池塘

224 池塘

225 池塘

226 池塘

227 池塘

228 池塘

229 池塘

230 池塘

231 池塘

232 池塘

233 池塘

234 池塘

235 池塘

236 池塘

237 池塘

238 池塘

239 池塘

240 池塘

241 池塘

242 池塘

243 池塘

244 池塘

245 池塘

246 池塘

247 池塘

248 池塘

249 池塘

250 池塘

251 池塘

252 池塘

253 池塘

254 池塘

255 池塘

256 池塘

257 池塘

258 池塘

259 池塘

260 池塘

261 池塘

262 池塘

263 池塘

264 池塘

265 池塘

266 池塘

267 池塘

268 池塘

269 池塘

270 池塘

271 池塘

272 池塘

⑤ 生態系の状況

ア. 自然環境類型の設定

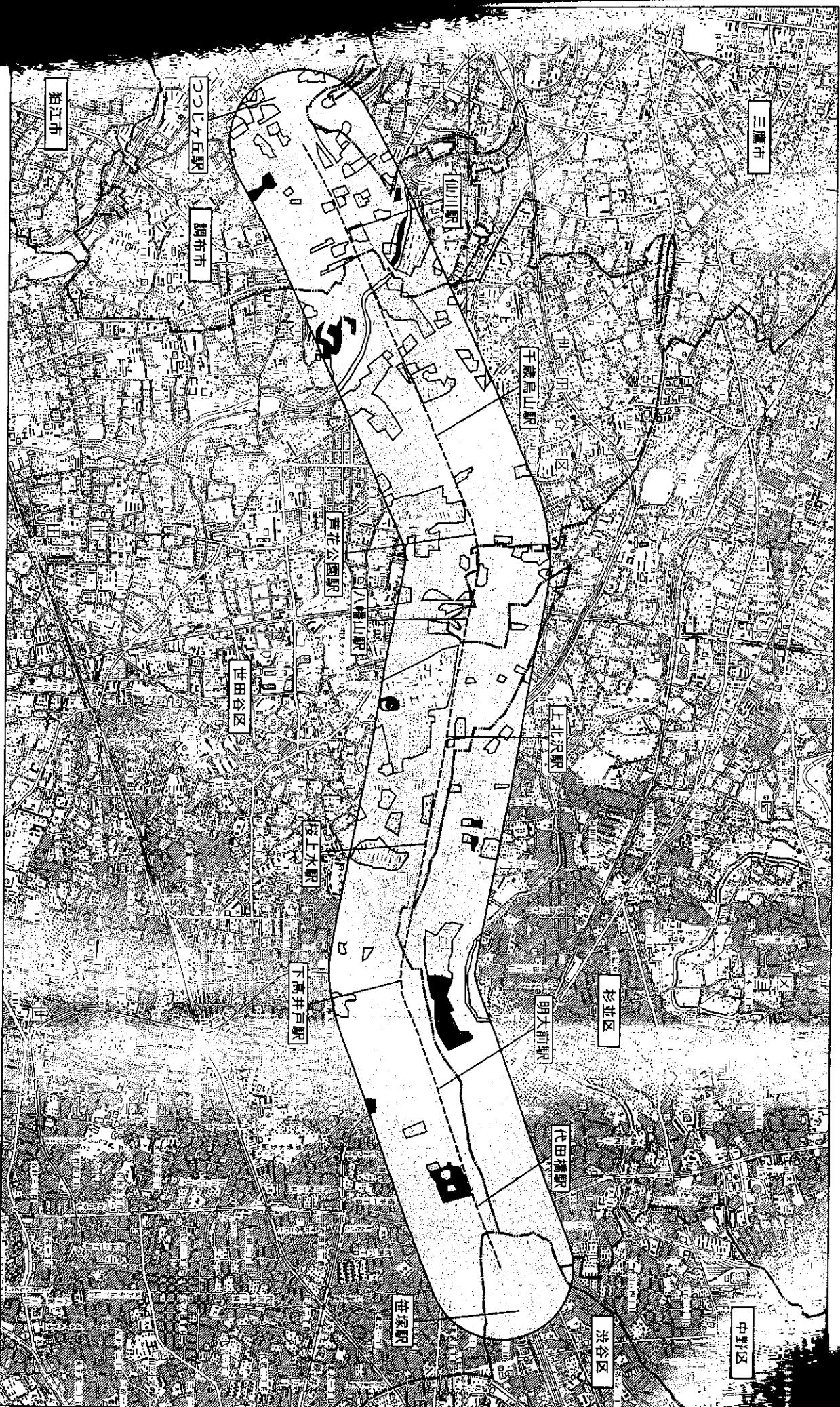
生態系を構成する地形等及び植生に係る類型区分の組み合わせから、調査対象地域における自然環境の類型区分を行った。

地形等の類型区分は、「地形の概況」「地質の概況」「土壤の概況」及び「水象の概況」に基づいて整理した。また、植生の類型区分は「植生の状況」に基づいて整理した。

調査対象地域における自然環境類型として、表 3-1-19 に示す 6 類型を設定した。設定した各類型の分布状況は図 3-1-14、その特徴は表 3-1-20 に示すとおりである。

表 3-1-19 当該地域における自然環境類型の考え方

| 自然環境類型 | 類型毎の構成要素 | | 生育・生息環境 |
|----------|---|-------------|----------------|
| | 植 生 | 地形等 | |
| 雑木林 | コナラークヌギ林 | 段丘面 | 里山的樹林 |
| 公園・墓地等の緑 | 樹群をもった公園・墓地等 | 段丘面 | まとまった樹林 |
| 耕作地 | 耕作畠雜草群落 耕作水田雜草群落 苗園 | 段丘面 | 裸地、草地(作物)、苗園 |
| 緑の多い住宅地 | 緑の多い住宅地 モウソウチク・マダケ林 | 段丘面 谷底平野 | 庭木、屋敷林、街区公園の樹林 |
| 水域 | 開放水域 | 段丘面 谷底平野 | 中小河川、池沼 |
| 市街地 | 緑の少ない市街地・住宅地 工場地 造成地・人為裸地 広いコンクリート地 人工芝草地 踏跡群落 | 段丘面 谷底平野 | — |



資料:「東京都現存植生図」(1998年) (平成10年 東京都)

図3-1-14 類型区分図

表 3-1-20 自然環境類型の特徴の整理

| 自然環境類型 | 自然環境類型の特徴 | 分布概況 |
|----------|--|----------------------------------|
| 雑木林 | 一部の限られた箇所に残存する里山の二次林に類似する樹林である。高度な都市化が進む地域において、まとまった自然的な要素を有する樹林であり、動植物の生息・生育環境として良好な環境を有する場所となっている。 | 仙川駅北側方面の樹林、つつじヶ丘東部に位置する樹林が該当する。 |
| 公園・墓地等の緑 | まとまった樹林が存在しており、動植物の生息・生育環境として利用されている。しかし、人為的な管理下にあり、動植物が利用可能な空間は比較的限定されると考えられる。 | 代田橋付近の給水所周辺の樹林、明大前西側の墓地等が該当する。 |
| 耕作地 | 畠地や苗園地等の裸地、草地、低木林の多い開けた空間である。市街地や住宅地に囲まれた畠地が多い。人工空間であるが、市街地と比較して動植物の生息環境として良好であるものと考えられる。 | 計画路線周辺にモザイク状に分布する。 |
| 緑の多い住宅地 | 低層の住居が多く、庭木や屋敷林等の緑地が目立つ空間である。比較的古い邸宅を中心によつまつた高木林もみられる。「公園・墓地等の緑」と同様、動植物の生息・生育環境として利用されている。 | 計画路線周辺にモザイク状に分布するが、比較的かたまって分布する。 |
| 小規模河川 | コンクリートで護岸された三面張りの都市型の河川であるが、部分的に土砂の堆積や草地が成立する場所も存在し、水生生物の生息環境として利用されている。 | 仙川、入間川、烏山川、神田川が該当する。 |
| 市街地 | 中高層の建物が密集し、緑地等生物の生息・生育環境となる場所がほとんど存在しない空間である。 | 調査対象地域に広く分布し、最も優占している。 |

イ. 生物相の概況

調査対象地域に生息・生育の記録がある動物・植物を基に、それらの一般的な生態的特性、自然環境類型を構成する生息・生育環境の特性を考慮し、自然環境類型ごとに生息又は生育する可能性のある代表的な動植物を整理した。なお、植物群落については、現存植生図から把握された植物群落名を参考にした。

類型区分ごとの動植物相の調査結果は、表 3-1-21 に示すとおりである。

表 3-1-21 自然環境類型ごとの生息・生育可能な動植物種等

| 自然環境類型 | | 植物群落 | 主な動植物相 | |
|----------|----------------|---------------------------|--|--|
| 区分 | 基盤環境 | | 動物相 | 植物相 |
| 雑木林 | 樹林 | コナラークヌギ林 | アズマモグラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ヒバカリ、ヤモリ、ミンミンゼミ、ツクツクボウシ、キボシカミキリ、カブトムシ、ノコギリクワガタ、アオサムシ、ナミテントウ、キタハ、クロアゲハ | ベニシダ、トウゴクシダ、イヌワライ、コナラ、クヌキ、クリ、シラカシ、ケヤキ、イヌシテ、ヤブガラシ、ホタルブクロ、ノアザミ、キンミズヒキ、スイカズラ、ガマズミ、ジヤノヒゲ |
| 公園・墓地等の緑 | 樹林 | 公園・墓地等の樹林 | トカゲ、カナヘビ、アズマモグラ、シジュウカラ、メジロ、カネタキ、ツクツクボウシ、ミンミンゼミ、アオサムシ、ナミテントウ、クロヤマアリ、ニホンミツバチ、ナミアゲハ、ヒメジヤメ | イヌシテ、クヌキ、コナラ、シラカシ、ケヤキ、クスノキ、ヘクソカズラ、ヤブガラシ、ホタルブクロ |
| 耕作地 | 裸地 草地 苗圃 | 耕作畑雜草群落 耕作水田雜草群落 苗圃 | ムクドリ、スズメ、ツバメ、トカゲ、カナヘビ、コカマキリ、エシマコロギ、アカシジキンカメムシ、ナナホシテントウ、ナミホシヒラタアブ、イチモンジセセリ、モンシロチョウ | オオバコ、イタドリ、スキ、オランダミミナグサ、ハナダイコン、オオイヌノグリ、スギナ、ナズナ、ハナコクサ |
| 緑の多い住宅地 | 建ペイ地 | 庭木から構成される樹林 | メジロ、スズメ、ハシブトガラス、ヒヨドリ、オナガ、ショウヒタキ、アブラゼミ、ツクツクボウシ、クロヤマアリ、ナミアゲハ | 仔ヨウ、ヒバキ、イヌタデ、ケヤキ、クスノキ、トウネズミモチ、オオバコ、ノゲシ、セイヨウタンボポ、メヒシバ |
| 河川・池沼 | 河道、池 | 開放水域 河辺の湿性群落 | コサギ、ハクセキレイ、クサバメ、アカミミガメ、コイ、オイカリ、タモロコ、ウスバキトンボ、コシアキトンボ、アメンボ、アメリカザリガニ | ヨシ、マコモ、ヒメガマ、イヌヒエ、オタングラシ、オオカナダモ |
| 市街地 | 市街地 | 庭の綠被 雜草群落 | ハシブトガラス、スズメ、アオマツムシ、アブラゼミ、ミンミンゼミ | セイカアワダチソウ、ヒメジヨン、ナズナ、スズメノカタビラ、シロツメクサ |

6. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

① 景 観

計画路線周辺の景観は、低中層の住宅等及び中層の商業ビルからなる市街地となってい。る。関係区市における都市計画法（風致地区、都市計画公園等）に係る主な指定状況は、表 3-1-22 に示すとおりである。

計画路線周辺には風致地区は存在していない。また、計画路線周辺の都市計画公園は、図 3-1-15 に示すとおりであり、「玉川上水緑地」（杉並区）が国道 20 号の北側に存在している。

表 3-1-22 都市計画法に係る主な指定状況

| 種 類 | | 名 称 | | | | |
|--------|-----|---------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|-------------------------|-------|
| | | 渋谷区 | 世田谷区 | 杉並区 | 調布市 | 三鷹市 |
| 風致地区 | 第一種 | 明治神宮内外苑付近 | 多摩川 | — | — | 大沢 |
| | 第二種 | 明治神宮内外苑付近 | 多摩川 | 善福寺 和田堀 | — | |
| 都市計画公園 | | 明治公園 代々木公園 新宿御苑 明治神宮内苑 | 芦花公園 砧公園 駒沢公園 祖師ヶ谷公園 | 善福寺公園 善福寺川緑地 和田堀公園 玉川上水緑地 | 神代公園 野川公園 武蔵野の森公園 | 井の頭公園 |

資料：「風致地区種別一覧」（東京都建設局ホームページ）、「東京都の公園緑地マップ 2009」（平成 21 年 3 月 東京都生活文化スポーツ局）

② 人と自然との触れ合いの活動の状況

東京都では、区域内に所在する「自然の景観」、「都市の景観」、「名所・旧跡」などの中で、訪れた人々の心に感動や安らぎを与える景勝地として新東京百景を選定している。関係区市における新東京百景は、表 3-1-23 に示すとおりである。

表 3-1-23 新東京百景

| 名 称 | 概 要 |
|----------------------|--|
| 明治神宮 (渋谷区) | 名称のとおり御祭神は、明治天皇と昭憲皇太后である。境内の樹林はほぼ自然林化している。現在の社殿は戦後のもので昭和 33 年に完成、復興したもの。参道にある大鳥居は木造で 12m もある。 |
| 代々木公園と表参道 (渋谷区) | オリンピック東京大会選手村跡を利用した都立公園である。森林地区と運動施設・広場地区に分けられ、特に前者は隣接の明治神宮と一体となった大緑地地帯をなしており、都心の緑のオアシスとなっている。表参道は東京のシャンゼリゼと言われるファッショナブルタウン |
| 等々力渓谷 (世田谷区) | 都内住宅地に残る唯一の渓谷で、自然林に覆われ現在でも東京とは思われぬ渓谷美の趣が残っている。渓谷に繞いて 2 条の滝があり、不動滝と呼ばれている。 |
| 駒沢オリンピック公園 (世田谷区) | オリンピック東京大会の第 2 会場だったところで、都における代表的総合運動公園。各種スポーツ施設と日本庭園の造園技術がよく調和している。 |
| 世田谷代官屋敷 (世田谷区) | 彦根藩井伊家の世田谷領代官大場氏の屋敷で、敷地全体は都指定史跡に指定されており、江戸時代中期の建物である主屋と表門は国の重要文化財に指定されている。また、敷地内には世田谷区立郷土資料館がある。屋敷前の通りはボロ市で有名。 |
| 深大寺と神代植物公園 (調布市) | 天平 5 年(732)に満功上人が創建した浮岳山昌楽院深大寺、宗旨は天台宗。境内はうっそうたる森と清水に恵まれ、門前には深大寺そばの店が軒を連ねている。隣の坂上の神代植物公園は都立植物公園(25.6ha)で、昭和 32 年神代緑地として開園後、皇太子御成婚のとき現在名称に変更された。散歩しながら自然に植物の知識が得られる。 |
| 井の頭恩賜公園 (三鷹市) | 湧水池、井の頭池と御殿山を中心に、自然林に囲まれた都立公園(35.5ha)である。大正 6 年に開園した。園内には、自然文化園、水族館等があり、研究、散策、スポーツレクレーションに最適である。 |

資料：「観光レクリエーションの手引き」(平成 10 年 3 月 東京都)

計画路線周辺の人と自然との触れ合いの活動の場としては、図 3-1-15 に示すとおり都市計画公園・緑地である「玉川上水緑地」及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」(昭和 47 年 10 月 26 日 東京都条例第 108 号 東京都条例第 141 号)に基づく「玉川上水歴史環境保全地域」(史跡「玉川上水」)が存在している。

史跡「玉川上水」は代田橋駅高架下を含む開渠部分のみを対象として指定しており、暗渠化されている部分については、指定の除外区間とされているが、暗渠化されている部分のうち、大原 1 丁目 43 から大原 2 丁目 26 先までの延長 499m については、世田谷区によ

り玉川上水緑道として昭和 52 年 3 月に緑道整備されている。

玉川上水の景観に関する法令等では、平成 21 年 4 月に施行された東京都景観計画（東京都都市整備局）において、玉川上水景観基本軸として定められている。この玉川上水景観基本軸では、対象となる区域を玉川上水の始点となる羽村取水口（羽村市）から、浅間橋（杉並区）までとしており、計画路線周辺は対象とされていない。

現在、玉川上水は、浅間橋（杉並区）以東について中央自動車道の建設に伴い、暗渠化され、以東の区間への通水はされていないが、近世の水利技術を知る上で重要であり、大都市江戸の用水供給施設として貴重な土木遺産であることから、羽村から渋谷区に至る水路敷のうち、開渠部分の約 30km について「文化財保護法」の規定により平成 15 年 8 月 27 日に国の史跡に指定されている。また、史跡指定に関連して「東京都における自然の保護と回復に関する条例 平成 12 年 12 月 22 日 条例第 216 号」の「歴史環境保全地域」が適用されている。

資料：「東京都景観計画」（平成 21 年 4 月 東京都都市整備局）、「史跡玉川上水保存管理計画書」（平成 19 年 3 月 東京都水道局）、「世田谷区都市公園等調書」（平成 21 年 4 月 世田谷区）



凡例

■ : 車両

□ : 事業区間

「都市計画公園緑地」

「都保全地域」